

2011スタンダード論文答練（第1クール） 特別講義3刑事系のテーマについて

この度は、2011スタンダード論文答練（第1クール）をご受講いただきまして、誠にありがとうございます。

スタンダード論文答練（第1クール）特別講義3刑事系（11月21日（日）14：30～16：30，東京LIVE，横浜・京都LIVE中継）のテーマが、下記のように決まりましたので、お知らせいたします。

伝聞法則の正確な理解と具体的な事実への適用能力

—平成22年度旧司法試験刑事訴訟法第2問及び平成20年新司法試験刑事系第2問設問1を素材として

元東京高検検事・元司法研修所教官
弁護士 新庄健二 先生御担当

受講生の皆様には、ご受講に際しまして平成22年度旧司法試験論文式試験刑事訴訟法第2問及び平成20年新司法試験論文式試験刑事系第2問の事案を事前に予習しておいていただきますよう、お願い申し上げます。

■ 平成22年度旧司法試験論文式試験刑事訴訟法第2問 ■

警察官は、Aを被害者とする殺人被疑事件につき、捜索差押許可状を得て、被疑者甲の居宅を捜索したところ、「①Aにレンタカーを借りさせる、②Aに睡眠薬を飲ませる、③Aを絞め殺す、④車で死体を運び、X橋の下に穴を掘って埋める、⑤明日、決行」と記載された甲の手書きのメモを発見したので、これを差し押さえた。その後の捜査の結果、X橋の下の土中からAの絞殺死体が発見され、その死体から睡眠薬の成分が検出された。また、行方不明になる直前にAがレンタカーを借りたことも判明した。

甲が殺人罪及び死体遺棄罪で起訴された場合、上記メモを証拠として用いることができるか。

■ 平成20年新司法試験論文式試験刑事系第2問 ■

下記の法務省HP等で御覧下さい。

http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/shiken_shinshihou_h20-21jisshi.html

平成22年11月12日（金）
辰巳法律研究所